

一揆の四人には、一萬二三千石づ、被遣候定、内藏助人數方々へちり可申と御意候て、内藏助被召出候間、右の内藏助は抱置候者は、國大名には猶以可被寄返し候へとの御制札、九州京境迄御立被成候、○中略

一各歸陣故、海上も靜に御座候通被聞召届候、○中略其年八月に、肥後に一揆蜂起仕候と被聞召付、淺野彈正、福島大夫、加藤左馬助、同虎之助、計後には主申候森勘八、此衆中被仰付、ばや討取被申、○中略

一上方より御下し被成候衆中無殘、肥後へ御通り候、肥後國中仕置被成候内、其年たち申候、皆々肥後にて御越年に候、明れば天正十六年子の年、内藏助罷上り候へとの上意にて、尼ヶ崎迄被罷

上、法華寺に居被申候、○中略御意には、去年九州へ御馬を被出候、西國の分は、目出度被相治候處に、又肥後の一揆蜂起の義は、内藏助仕置時分をはからはず、あらく申付候故、天下の騒ぎ仕出候、○中略諸大名への自今以後見せしめの爲との上意にて、内藏助切腹被仰付候、

一肥後加藤主計殿へ、廿六萬石熊本城共に拜領なり、宇土の城廻りにて十二萬石、小西攝津守拜領也、扱殘る衆中皆々被罷出候事、

國府

〔倭名類聚抄五國郡〕肥後國○中略益城萬志岐國府

〔伊呂波字類抄比國郡〕肥後國○中略飽田府アキマ

〔大日本史肥後國郡三十一〕和名鈔云、國府在益城郡、拾芥鈔云、府在飽田郡、今託麻郡有國府村、國分寺是郡域有沿革、致異同也、

〔詫磨文書三〕武重以下凶徒等、打出肥後國府、去八九兩日及合戰、引籠宇都宮大和太郎城之由、守護代宣兼馳申之間、相催軍勢可發向也、先不日馳向彼城、可被致軍忠於訴訟事者、恐可有其沙汰、仍執達如件、

建武五年四月十一日

大宰少貳花押 頼尙 ○